

面会規程

1 目的

この規程は、患者さんの療養環境を維持するとともに、患者さんご家族等との交流機会を確保しつつ、院内感染防止対策を適切に実施するため、面会に関する必要事項を定めるものとする。

2 基本方針

患者さんご家族等との面会機会を尊重し、感染症流行状況及び患者さんの病状等を踏まえながら、必要最小限の制限のもとで面会を実施する。

面会方法等については、感染状況等を踏まえ適宜見直しを行う。

3 面会時間

平日・休日ともに午後2時から午後5時までとする。（休日は要予約）

4 面会人数・時間

面会は、1回30分程度、2名までを目安とする。ただし、患者さんの病状、病状説明、退院支援その他病院が必要と認める場合は、この限りではない。

5 面会対象者

原則として中学生以下の面会をご遠慮いただく。ただし、患者さん又はご家族の事情、終末期対応、療養上の必要性その他病院が必要と認めた場合は、この限りではない。

6 感染対策

面会者は、手指消毒、マスク着用、面会前の体調確認等の感染対策に協力するものとする。発熱、咳、咽頭痛等の症状がある場合は、面会を控えるものとする。

7 面会制限

感染症流行時、院内感染発生時、患者さんの病状等により、面会制限又は面会方法の変更を行うことがある。なお、制限を行う場合においても、患者さん及び家族等への影響に配慮し、必要最小限となるよう努める。

8 柔軟な対応

病状説明、退院支援、ACP、終末期対応、認知症患者への支援その他医療上必要と認められる場合は、病棟責任者等の判断により柔軟に対応する。

9 周知

本規程は院内掲示、ホームページ等により周知する。